吉 川 市
障がい福祉サービスガイド

障がい福祉課 HP



吉川市イメージキャラクター なまりん

ノブくんスマイル基金

～障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も
安心して暮らしていくためのサポート基金～

吉川市 HP

障がいのあるお子さんの保護者から吉川市の障がい福祉発展を願って寄附の申し出があり、障がい福祉施策のための基金を設置しました。
賛同する寄附金を随時募集しています。基金は、障がいのある方が吉川市で安心して暮らすための事業に大切に活用させていただきます。

発　　行　吉川市こども福祉部障がい福祉課
初回発行日　平成１２年　９月　１日
改　　訂　令和　８年１０月　１日

問い合わせ　吉川市こども福祉部障がい福祉課
　　障がい福祉担当・相談支援担当
【電　話】　０４８－９８２－９５３０（障がい福祉担当）
　　０４８－９８２－５２３８（相談支援担当）
【ＦＡＸ】　０４８－９８１－５３９２

目 次

障害者手帳について ……1

主な障がい福祉サービス一覧 ……2～5

1 手当･年金 ……6

(1) 手当

児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当 ・・・

3 施設などの利用 ……10

療養介護、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、地域活動支援センター、日中一時支援 ・・１０
児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、短期入所（ショートステイ）、
施設入所支援、共同生活援助（グループホーム） ・・１１

4 日常生活を助けるサービス ……11

（1）介護に関する支援

居宅介護（ホームヘルプ）、訪問入浴 ・・・１１

（2）移動や外出支援のサービス

ホームヘルパー同行による外出支援（行動援護、同行援護、移動支援）、のぞみ号の貸出し、
タクシー利用券・自動車燃料チケット、自動車運転免許取得費の支給、自動車改造費の支給、三輪自転車購入費の支給 ・・・・・・・・・・・・・１２
埼玉県思いやり駐車場制度 ・・１３

（3）情報伝達やコミュニケーション支援のサービス

意思疎通支援、難聴児補聴器購入費助成、ＮＥＴ１１９番・ＦＡＸ１１９番、１１０番アプリシステム・ファックス１１０番、
電話リレーサービス ・・・１３
災害時のコミュニケーションツールとしてのバンダナ、音声版広報の配布、コミュニケーションボード、ヘルプマーク ・・・・・・・・・・・・・１４

（4）その他

緊急通報システム貸与、日常生活用具の支給・貸与、補装具の支給、地域移行支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助、選挙の郵便投票制度、パートナー収集、就労促進支援金、
災害時避難行動要支援者支援制度、よしかわ安心電話 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１５

5 相談機関のご案内 ……16

吉川市役所障がい福祉課、障がい者相談支援センターすずらん、吉川市障がい者就労支援センターレゴリス、吉川市こども発達センター ・・・・１６

6 税や公共料金の割引 ……16

（1）税の減免

所得税・住民税 ・・・

障害者手帳について

障害者手帳は、障がいの程度によって埼玉県知事が交付する手帳です。

手帳の種類	等級 重度⇔軽度	対象者	埼玉県HP	窓口
身体障害者手帳	１級・２級・３級・４級・５級・６級	次のいずれかの機能に永続する障がいがある方 視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、 肢体（上肢・下肢・体幹・脳原生運動機能）、心臓、腎臓、 呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、肝臓、 免疫機能（ヒト免疫不全ウイルスによる）	〈障害程度区分〉 〈認定基準等〉	〈申請・交付手続き〉 障がい福祉課 相談支援担当 （９８２－５２３８） ・ 障がい福祉担当 （９８２－９５３０）
療育手帳	Ⓐ・Ａ・Ｂ・Ｃ	児童相談所または埼玉県総合リハビリテーションセンターで知的障がいと認定された方	〈手帳について〉	
精神障害者保健福祉手帳	１級・２級・３級	統合失調症、気分（感情）障害、非定型精神病、てんかん、精神作用物質による精神障害（中毒精神病）、器質性精神病およびその他の精神疾患を有する方で、精神障がいのため長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある方	〈判定基準等〉	

※平成２７年１０月以降に交付されたものは、いずれの手帳もカバーの色は「紺色」に統一されています。

ミライロ ID

ミライロ ID は、株式会社ミライロが提供するスマートフォン用アプリで、障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）を登録すると手帳情報がスマートフォン画面に表示されます。本人確認等のために障害者手帳を提示いただいている手続き等は、スマートフォンの障害者手帳アプリ（ミライロ ID）を活用することができます。

※一部アプリが活用できない手続きがあります。アプリの使い方については、株式会社ミライロのホームページをご覧ください。

ミライロ ID　HP
https://mirairo-id.jp/



アプリ内ホーム画面
（イメージ）

主な障がい福祉サービス一覧

【表の見方】
○ …対象、ただし他の要件を満たす必要がある場合あり（障がいの種別や年齢要件、所得審査など）
△ …障害者手帳の所持ではなく、他の要件を満たすことで該当（診断書など）
― …該当なし

名　称	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	Ⓐ	A	B	C	1級	2級	3級
1 手当･年金														
児童扶養手当	6	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
特別児童扶養手当		○	○	○	△	△	△	○	○	○	△	△	△	△
特別障害者手当		○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
障害児福祉手当		○	○	△	△	△	△	○	△	△	△	△	△	△
在宅重度心身障害者手当	7	○	○	―	―	―	―	○	○	―	―	○	―	―
障害基礎年金		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
障害厚生年金・障害手当金		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
心身障害者扶養共済制度		○	○	○	△	△	△	○	○	○	○	○	○	△
生活福祉資金貸付	8	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一時介護等利用料助成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	―	―	―
障害福祉サービス等利用者負担助成		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 医療費の助成														
自立支援医療（更生医療）	8	○	○	○	○	○	○	―	―	―	―	―	―	―
自立支援医療（育成医療）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
自立支援医療（精神通院医療）		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
指定難病に係る医療給付・特定疾患医療給付	9	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
重度心身障害者医療費助成		○	○	○	―	―	―	○	○	○	―	○	○	―
ひとり親家庭等医療費助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
小児慢性特定疾病医療給付		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
こども医療費給付		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
後期高齢者医療制度による障害認定		○	○	○	○	△	△	○	○	△	△	○	○	△

名　称	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	Ⓐ	A	B	C	1級	2級	3級
3 施設などの利用														
療養介護、生活介護、 自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援、就労選択支援、 地域活動支援センター、日中一時支援、 児童発達支援、放課後等デイサービス、 保育所等訪問支援、短期入所（ショートステイ）、 施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）	１０～１１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 日常生活を助けるサービス														
(1)介護に関するサービス														
居宅介護（ホームヘルプ）	１１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
訪問入浴		○	○	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(2)移動や外出支援のサービス														
行動援護	１２	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○
同行援護		○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
移動支援		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
のぞみ号の貸出し		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー利用券・自動車燃料チケット		○	○	○	○	—	—	○	○	○	—	○	—	—
自動車運転免許取得費の支給		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車改造費の支給		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三輪自転車購入費の支給		○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—	—
埼玉県思いやり駐車場制度	１３	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—

【表の見方】

○ …対象、ただし他の要件を満たす必要がある場合あり（障がいの種別や年齢要件、所得審査など）

△ …障害者手帳の所持ではなく、他の要件を満たすことで該当（診断書など）

― …該当なし

名　称	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	Ⓐ	A	B	C	1級	2級	3級
(3)情報伝達やコミュニケーション支援のサービス														
意思疎通支援	１３	○	○	○	○	○	○	―	―	―	―	―	―	―
難聴児補聴器購入費助成		△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
ＮＥＴ１１９番・ＦＡＸ１１９番		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
１１０番アプリシステム・ファックス１１０番		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
電話リレーサービス		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害時のコミュニケーションツールとしてのバンダナ	１４	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
音声版広報の配布		○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
コミュニケーションボード		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ヘルプマーク		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(4)その他														
緊急通報システム貸与	１４	○	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
日常生活用具の支給・貸与		○	○	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△
補装具の支給		○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	△	△
地域移行支援		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
地域定着支援	１５	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就労定着支援		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自立生活援助		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
選挙の郵便投票制度		○	○	○	―	―	―	―	―	―	―	―	―	―
パートナー収集		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
就労促進支援金		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害時避難行動要支援者支援制度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	―	○	○	○
よしかわ安心電話		○	○	○	○	○	○	○	○	○	△	○	○	○

名　称	ページ	身体障害者手帳						療育手帳				精神障害者保健福祉手帳		
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	Ⓐ	A	B	C	1級	2級	3級
6 税や公共料金の割引														
(1)税の減免														
所得税・住民税	１６	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
自動車税・軽自動車税	１７	○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	○	—	—
利子等の税	１８	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
相続税・贈与税		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
個人事業税		○	○	○	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△
（2）公共料金の割引等														
市内公共施設の利用料	１９	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
有料道路の通行料		○	○	○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
ＮＨＫ受信料		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
タクシー運賃	２０	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
ＪＲ鉄道、ＪＲバス運賃、国内航空運賃		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
県内バス運賃	２１	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
青い鳥郵便葉書		○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	—	—	—
郵便料金	２２	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
駐車禁止除外		○	○	○	○	—	—	○	○	—	—	○	—	—
埼玉県伊豆潮風館		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※掲載内容は、掲載時点の情報に基づいています。サービスや制度をご利用の際は、必ず「窓口（電話）」欄に記載の担当部署へお問い合わせください。

※難病患者の方は、サービスの種類によって対象となる場合があります。利用の可否については、担当部署へお問い合わせください。

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

1 手当・年金

(1) 手当

名 称	対 象 者	内 容	窓 口(電 話)
児童扶養手当	次の要件に該当する方 ・離婚などによりひとり親家庭で児童を養育している方や父または母に一定の障がいがある児童を養育している方 児童…１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで。 一定の障害のある方は２０歳未満まで	月額２か月分を５、７、９、１１、１、３月に支給します。 〈児童１人の場合〉 月額(全部)４８，０５０円 月額(一部)１１，３４０円～４８，０４０円 〈児童２人目以降１人当たりの加算額〉 月額(全部)１１，３５０円 月額(一部)５，６８０円～１１，３４０円 ※本人、配偶者及び扶養義務者の方の前年の所得により支給制限があります。	子育て支援課 子ども給付係 (９８２－９５２９)
特別児童扶養手当 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ・重・中度の障がいのある２０歳未満の障がい児を養育している父母または養育者 ・障がいを支給事由とする年金を受給していない方 ・特定の施設に入所していない方	月額４か月分を４、８、１１月に支給します。 重度障がい児１人につき月額５８，４５０円 中度障がい児１人につき月額３８，９３０円 ※障害者手帳を所持していなくても手当用の診断書により対象になる場合があります。 ※本人、配偶者及び扶養義務者の方の前年の所得により支給制限があります。	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)
特別障害者手当 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ・２０歳以上の方 ・精神または身体の重度の障がいにより日常生活において常時特別の介護を要する状態にある方 ・特定の施設に入所していない方 ・継続して３カ月を超えて病院や老人保健施設に入院していない方	月額３か月分を２、５、８、１１月に支給します。月額３０，４５０円 ※障害者手帳を所持していなくても手当用の診断書により対象になる場合があります。 ※本人、配偶者及び扶養義務者の方の前年の所得により支給制限があります。	
障害児福祉手当 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ・２０歳未満の方 ・特定の施設に入所していない方 ・次のいずれかに相当する方 身体障害者手帳…１級および２級の一部、療育手帳Ⓐ、精神に障がい等があり常時介護を要する方 ・障がいを支給事由とする年金を受給していない方	月額３か月分を２、５、８、１１月に支給します。月額１６，５６０円 ※障害者手帳を所持していなくても手当用の診断書により対象になる場合があります。 ※本人、配偶者及び扶養義務者の方の前年の所得により支給制限があります。	

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	対 象 者	内 容	窓 口(電 話)
在宅重度心身障害者手当 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ・次のいずれかの障害者手帳の交付を受けている方(６５歳以上で以下の要件を満たした方を除く) 身体障害者手帳…１級、２級、療育手帳…Ⓐ、A、 精神障害者保健福祉手帳…１級 ・次の手当を受給していない方 特別障害者手当、障害児福祉手当、経過措置による福祉手当 ・施設に入所していない方（吉川市に住民登録のある方）	次の額を６か月分まとめて９、３月に支給します。 月額５，０００円 ※受給者本人の前年の所得に市民税を課税されている方は支給停止となります。	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)

(2) 年金等

名 称	対 象 者	内 容	窓 口(電 話)
障害基礎年金 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ○国民年金加入中または２０歳になる前に初診日のある病気やけがで６５歳になる前に国民年金法で定める一定の障がいの状況にある方 ○初診日前の加入期間のうち、保険料を２／３以上納めている方 ○所得が一定額を超えない方	年金額　１級…年額１，０５９，１２５円 ２級…年額　８４７，３００円 障害基礎年金の受給権を得た時にその方によって生計を維持していた１８歳未満の子または２０歳未満で障がいの程度が１級、２級の子がある場合は加算されます。	国保年金課 年金係 (９８２－５１１７) 越谷年金事務所 (９６０－１１９０)
障害厚生年金・ 障害手当金 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 ○厚生年金加入中に初診日のある病気やけがで国民年金法で定める一定の障がいの状況にある方（障害基礎年金に上乗せ支給） ○初診日前の加入期間のうち、保険料を２／３以上納めている方	年金額 報酬比例の年金額に一定の率をかけた額 （１、２級の方は、配偶者の加給年金額が加算されます。）	越谷年金事務所 (９６０－１１９０)
心身障害者扶養共済制度 身体・療育・精神	次の要件に該当する方 【加入者（保護者）】**※障がいのある方１名に対して１名のみ加入可能** ・市内在住　・加入時点の年齢が６５歳未満 ・特別の疾病または障がいのない方 【障がいのある方の範囲】※年齢制限なし 次のいずれかに該当し、将来独立自活することが困難と認められる方 ・身体障害者手帳…１級～３級　・療育手帳所持者 ・精神障害者保健福祉手帳…１級、２級 ・精神または身体に永続的な障がいのある方 （統合失調症、脳性麻痺、自閉症、血友病など）	一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡した時や重度の障がいを持った時に、終身一定額の年金が支給されます。 ※掛け金の減免制度あり 年金額　１口加入…月額２０，０００円 ２口加入…月額４０，０００円	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０) 埼玉県 障害者福祉推進課 (８３０－３３１５)

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

（3）貸付

名 称	対 象 者	内 容	窓 口(電 話)
生活福祉資金貸付 身体・療育・精神	低所得者世帯、障害者手帳所持者の属する世帯、療養や介護を要する６５歳以上の高齢者の属する世帯	資金を貸し付け、世帯の経済的自立の援護を行います。（２０ページ参照）	吉川市社会福祉協議会 （９８１－８７５０）

（4）その他の助成

名 称	対 象 者	内 容	窓 口(電 話)
一時介護等利用料助成 身体・療育	次のいずれかの方 ・身体障害者手帳所持者 ・療育手帳所持者	介護する生計を一にする家族が病気・出産・事故などの理由で一時的に介護を行うことができなくなった場合、福祉団体等で実施している一時預かり等のサービスを利用する費用の一部を助成します。 限度額：　１年あたり　５０，０００円	障がい福祉課 相談支援担当 （９８２－５２３８）
障害福祉サービス等利用者負担助成 身体・療育・精神	次のいずれかの方 ・右に記載された④～⑧のいずれかのサービスを利用している方 ・右に記載された④～⑧のサービスと合わせて①　③のサービスを利用している方	次のサービスについて一月分の利用者負担の合計額が所得に応じて定められた「月額負担上限額」を超えた場合、超過額を助成します。 ①　介護や訓練を行うサービス　②児童発達支援 ③　放課後等デイサービス　④移動支援　⑤日中一時支援 ⑥訪問入浴　⑦生活訓練　⑧地域活動支援センター	

2 医療費の助成等

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
自立支援医療（更生医療） 身体	障がいを軽くしたり、機能を回復できるような治療を指定の医療機関で受ける場合、医療費の一部を助成します。	１８歳以上で身体障害者手帳を取得し、治療によって障がいの軽減に確実な効果が期待できる方	自己負担が保険診療の１割となります。 ※自己上限月額は、世帯の市民税所得割額により異なります	障がい福祉課 障がい福祉担当 （９８２－９５３０）
自立支援医療（育成医療）	障がいを軽くしたり、機能を回復できるような治療を指定の医療機関で受ける場合、医療費の一部を助成します。	１８歳未満で治療によって障がいの軽減に確実な効果が期待できる方		
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患の治療に係る保険診療を受けた際の自己負担分の医療費などを助成します。	精神疾患のため、通院医療を受けている方		

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
指定難病に係る医療給付・特定疾患医療給付	指定難病など特定の疾患に係る保険診療を受けた際の医療費等の自己負担分を助成します。	特定の疾患にかかって治療している方で保健所の認定を受けた方	生計中心者の所得税額等に応じた自己負担があります。	草加保健所 保健予防推進担当 (９２５－１５５１)
重度心身障害者医療費助成 身体・療育・精神	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。 ※受給者本人の前年の所得により支給制限があります。 ※精神障害者保健福祉手帳１級所持により受給資格を得た方（後期高齢者医療制度加入者を除く）の精神病床の入院に係る医療費は助成対象外となります。 ※精神障害者保健福祉手帳２級所持により受給資格を得た方（後期高齢者医療制度加入者を除く）は、自立支援医療費（精神通院）のみ助成対象となります。	次のいずれかに該当する方（６５歳以上で①～③の要件を満たした方を除く） ①身体障害者手帳…１級～３級 ②療育手帳…Ⓐ、Ａ、Ｂ ③精神障害者保健福祉手帳…１、２級 ④埼玉県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方	―	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)
ひとり親家庭等医療費助成	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。	ひとり親家庭や、父または母に一定の障がいのある家庭の父、母、養育者及び児童 児童…１８歳に達する日以後の最初の３月３１日まで。一定の障害のある方は２０歳未満まで	世帯の市県民税額や所得額に応じた自己負担があります。	子育て支援課 子ども給付係 (９８２－９５２９)
小児慢性特定疾病医療給付	小児慢性特定疾病に係る保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。	特定の疾病にかかって治療している方で保健所の認定を受けた方	生計中心者の所得税額等に応じた自己負担があります。	草加保健所 保健予防推進担当 (９２５－１５５１)
こども医療費給付	保険診療を受けた際の自己負担分の医療費等を助成します。	高校生年代（１８歳に達する日以後の最初の３月３１日）までの児童	―	子育て支援課 子ども給付係 (９８２－９５２９)
後期高齢者医療制度による障害認定 身体・療育・精神	都道府県単位の広域連合が運営する、独立した医療保険制度です。 ６５～７４歳で一定の障がいのある方は申請により障害認定を受けることで加入することができます。	７５歳以上の方、または６５～７４歳で以下のいずれかの障がいの状態にある方 ・身体障害者手帳…１級～３級、４級の一部 ・療育手帳…Ⓐ、Ａ ・精神障害者保健福祉手帳…１、２級 ・国民年金障害基礎年金１、２級	本人及び同世帯の被保険者の所得に応じて算出算出されます。	国保年金課 高齢者医療係 (９８２－９５４６)

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

3 施設などの利用

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
療養介護 身体・療育・精神	病院において機能訓練・療養上の管理・看護・介護・日常生活の世話を行います。	長期の入院による医療ケアに加え、常時の介護を要する方	１割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課 相談支援担当 （９８２－５２３８）
生活介護 身体・療育・精神	施設において昼間、入浴・排泄・食事などの介護を行うとともに、創作的活動や生産活動の場を提供します。	常時介護を要する方	１割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 身体・療育・精神	自立した日常生活や社会生活を営むことを目的に、身体機能や生活機能向上のための訓練などを行います。	生活能力の維持･向上のため支援が必要な方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
就労移行支援 身体・療育・精神	就労のための能力の向上を図るとともに、実習などを通じて就労・定着の支援を行います。	通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれ、就労を希望する６５歳未満の方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
就労継続支援 身体・療育・精神	生産活動の機会を提供するとともに、就労の能力の向上に必要な訓練などを行います。	通常の事業所に雇用されることが困難と見込まれる方や、就労移行によっても雇用に至らなかった方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
就労選択支援 身体・療育・精神	障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行います。	就労移行支援または就労継続支援を利用する意向を有する方、及び現に就労移行支援または就労継続支援を利用している方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
地域活動支援センター 身体・療育・精神	創作的活動や生産活動、社会との交流促進などを目的として通所で日中活動を行います。 〇場所　障がい福祉総合支援センターなまずの里 （電話：９９９－６４１３） 〇時間　平日９時～１５時	概ね６５歳未満の方で原則介護保険制度によるデイサービスを受けていない方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
日中一時支援 身体・療育・精神	障がい者を介護している家族の方が、冠婚葬祭などにより一時的に介護ができない場合に施設において見守り支援を行います。なお、宿泊はできません。　〇利用上限　月間８回	受け入れ施設ごとに異なります	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
児童発達支援 身体・療育・精神	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。	未就学児	１割 ※所得に応じ軽減措置あり ※３～５歳児は無償化の対象	障がい福祉課 相談支援担当 (９８２－５２３８)
放課後等デイサービス 身体・療育・精神	就学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇中において、生活能力向上のための訓練などを継続的に提供するとともに、居場所づくりを推進します。	小学生から１８歳までの就学児	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
保育所等訪問支援 身体・療育・精神	障がい児が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	未就学児から１８歳までの集団生活を営む施設に通う障がい児	１割 ※所得に応じ軽減措置あり ※３～５歳児は無償化の対象	
短期入所（ショートステイ） 身体・療育・精神	短期間、施設において入浴・排泄・食事などの介護を行います。	自宅で介護する方が病気の場合など一時的に自宅での生活が困難になった方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
施設入所支援 身体・療育・精神	施設に入所し、入浴・排泄・食事などの介護や生活の支援を行います。	自宅で生活することが困難な方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
共同生活援助（グループホーム） 身体・療育・精神	住居での共同生活において、各種相談や日常生活の支援を行います。また、必要に応じて入浴・排泄・食事などの介護や生活支援を行います。	地域で共同生活を営むことに支障がない方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	

4 日常生活を助けるサービス

(1)介護に関するサービス

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
居宅介護（ホームヘルプ） 身体・療育・精神	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴・排泄・食事などの介護を行います。	居宅において家事などの援助を要する方	１割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課 相談支援担当 (９８２－５２３８)
訪問入浴 身体	浴槽を居宅に持ち込んで入浴介護を行います。 ○利用上限　夏期（７月～９月）月１０回 上記以外（１０月～６月）月５回	１級～３級の身体障がい者で常時寝たきり、またはその状態に準ずる方	１回６５０円 ※所得に応じ軽減措置あり	

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

(2)移動や外出支援のサービス

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
ホームヘルパー同行による外出支援（行動援護、同行援護、移動支援） 身体・療育・精神	ホームヘルパーが外出に同行し、介助や移動の支援を行います。	障がいにより移動に著しい困難を有する方 その他一人で外出することが困難な方	１割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	障がい福祉課 相談支援担当 （９８２－５２３８）
のぞみ号の貸出し 身体・療育・精神	通院や社会参加などのために、車いすのまま乗降できるスロープ付きの福祉車両の貸出しを行います。	障がいにより公共交通機関の利用が困難な方、または６５歳以上で常時寝たきりかこれに準ずる方	燃料代 （返却時燃料を満タンにする）	障がい福祉課 障がい福祉担当 （９８２－９５３０）
タクシー利用券 自動車燃料チケット 身体・療育・精神	希望に応じて次のいずれかを交付します。 ○タクシー利用券 ・初乗り相当分の利用券 ・１月当たり３枚、年間最高３６枚 ○自動車燃料チケット ・７３０円分の利用券 ・１月当たり１枚、年間最高１２枚	吉川市内在住で次のいずれかに該当する方 ・身体障害者手帳…１級、２級 ・下肢１～４級または視覚１～４級の障がいを有する方 ・療育手帳…Ⓐ～Ｂ ・精神障害者保健福祉手帳…１級 **※施設入所、精神入院の方は対象外**	―	
自動車運転免許取得費の支給 身体・療育・精神	県指定の自動車教習所で運転免許を取得するに当たり、免許取得費の２／３までを補助します。（上限１８万円）**要事前申請**	障害者手帳をお持ちの方	所得制限有り	
自動車改造費の支給 身体	障がい者本人が運転する際の障がいに応じた自動車の改造費用を補助します。（上限１０万円）**要事前申請**	自動車の一部を改造し運転を可能にすることによって自立更生が見込まれる方	所得制限有り	
三輪自転車購入費の支給 身体	身体障がい者用の三輪自転車の購入や改造の費用の１／２を補助します。**要事前申請** （一般用の三輪自転車は対象外です。）	通常の三輪自転車の利用が困難な肢体に障がいを持つ方	―	

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
埼玉県思いやり駐車場制度 （パーキング・パーミット制度） 身体・療育・精神	歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のための駐車区画について、対象者に利用証を交付することで、区画の適正利用を推進する制度です。	障害者手帳、難病関係受給者証、介護保険被保険者証、母子健康手帳などをお持ちの方のうち、交付基準を満たす方 〈制度や交付基準について〉 埼玉県ＨＰ	―	障がい福祉課 障がい福祉担当 （９８２－９５３０） 埼玉県 福祉政策課 政策企画担当 （８３０－３２２３）

(3)情報伝達やコミュニケーション支援のサービス

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
意思疎通支援 身体	手話通訳者、要約筆記奉仕員の派遣を行います。利用者登録が必要です。個人のスマートフォン等利用による遠隔手話通訳の利用も可能です。	聴覚障がい者	―	障がい福祉課 相談支援担当 （９８２－５２３８） 埼玉聴覚障害者情報センター 代表 （８１４－３３５１）
難聴児補聴器購入費助成	難聴児の補聴器購入費または修理費の一部を助成し、言語の習得、教育等における健全な発達の支援します。	身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児	購入価格または 基準価格の１／３	障がい福祉課 相談支援担当 （９８２－５２３８）
ＮＥＴ１１９番・ ＦＡＸ１１９番	スマートフォンやファックス機から「１１９番」通報・送信ができます。	電話による意思伝達が困難な方	―	
１１０番アプリシステム・ファックス１１０番	事故や事件にあった時、スマートフォンやファックス機などを利用して、文字対話方式（チャット）により警察に連絡ができます。	電話による意思伝達が困難な方	―	埼玉県警察 通信指令課　代表 （８３２－０１１０） ＦＡＸ （０１２０－２６４－１１０）
電話リレーサービス	電話の利用が困難な人が通訳オペレーターを介して電話の利用をサポートします。	電話による意思伝達が困難な方	―	日本財団 電話リレーサービス （０１２０－５２８－０７１）

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
災害時のコミュニケーションツールとしてのバンダナ	９０センチ×９０センチの大き目のバンダナで、どのような障がいや特性があるのか一目でわかるようになっています。	障がいなどにより、災害時に避難所などで配慮や支援を必要とする方	１枚５００円	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)
音声版広報の配布 身体	市で毎月発行している広報（社協だより、議会だより等）を朗読サークルきんもくせいが音声化しＣＤにした音声版広報をご自宅に郵送します。再生にはパソコンか専用の機器（視覚障がい者用ポータブルレコーダー）が必要になります。	視覚に障がいのある方	専用の機器	障がい福祉課 相談支援担当 (９８２－５２３８) 吉川市立図書館 (９８４－１８８９)
コミュニケーションボード 身体・療育・精神	分かりやすいイラストを指でさしながら意思を伝えることができるツールです。	市内在住の知的や聴覚、言語などに障がいのある方、外国人など、相手に伝えることが難しい方	―	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)
ヘルプマーク 身体・療育・精神	外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにするためのマークです。	障がいのある方や、義足、人工関節を使用している方。内部障がいや難病の方など援助や配慮を必要としている方	―	

（4）その他

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
緊急通報システム貸与 身体	急病や事故などの緊急時に消防署に速やかに通報できるシステム端末を貸与します。 （聴覚や言語が不自由な方のためのＦＡＸによる緊急通報システムもあります。）	１～３級の身体障がい者でひとり暮らし、またその状態に準ずる方	利用料金月５００円	障がい福祉課 相談支援担当 (９８２－５２３８)
日常生活用具の支給・貸与 身体・療育	日常生活の便宜を図るための用具を給付・貸与します。 ※吉川市社会福祉協議会も、会員向けに車いすの貸与などを行っています。（２３ページ参照）	用具ごとに対象者が異なります。 別表１（２７ページ）をご覧下さい。	１割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	
補装具の支給 身体	身体機能を補い日常生活や仕事などの社会生活を容易にするために装具等の交付・修理・借受けのための費用を支給します。（義肢、座位保持装置、車いすなど）	更生相談所の判定により必要と認められた方	１割 ※所得に応じた月額上限の設定や軽減措置があります。	
地域移行支援 身体・療育・精神	精神科病院や施設から地域での暮らしへ移行するための支援を行います。	精神科病院や施設に入院・入所している方で地域での生活を望む方		

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名 称	内 容	対 象 者	自己負担等	窓 口(電 話)
地域定着支援 身体・療育・精神	地域での生活を継続するための支援や相談を行います。	地域生活を継続するために支援を要する方		障がい福祉課 相談支援担当 (９８２－５２３８)
就労定着支援 身体・療育・精神	就労を継続するために企業間の連絡調整や、就労における生活課題の解決に支援を行います。	福祉サービス事業所の利用を経て就職し、６か月経過した方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
自立生活援助 身体・療育・精神	定期的に訪問し、生活の課題に対し助言や情報提供等の支援を行います。	一人暮らしや家族による支援が見込めない実質一人暮らしの方	１割 ※所得に応じ軽減措置あり	
選挙の郵便投票制度 身体	選挙を郵便などで投票することができます。	両下肢、体幹、移動機能１、２級の障がいを有する方、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がいの程度が１または３級の障がいを有する方、免疫、肝臓1～3級の障がいを有する方、介護保険法上の要介護５	―	吉川市選挙管理委員会 代表 (９８２－５１１１)
パートナー収集 身体・療育・精神	家庭から発生するごみを集積所へ持ち出すことが困難かつ、身近な人の協力を得ることが困難な世帯を対象に、週１回、市職員が訪問し、ごみを収集します。	日常、介助または介護を必要とする障がいのある方	―	環境課 資源化推進係 (９８２－９６９６)
就労促進支援金 身体・療育・精神	企業での就職実習を行う障がい者と企業、また、就労してから６ヶ月間支援する福祉事業所に支援を行います。	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者	―	障がい福祉課 相談支援担当 (９８２－５２３８)
災害時避難行動要支援者支援制度 身体・療育・精神	登録申請のあった要支援者についての名簿（災害時避難行動要支援者名簿）を作成し、あらかじめ市と避難支援等関係者（消防本部や消防団、自治会や自主防災組織、民生委員など）が情報を共有しておくことで、災害が発生した際、地域の方々が中心となって要支援者の避難支援（安否確認、情報伝達、避難誘導）を行う制度です。	介護保険の要介護認定を受けている方、身体障害者手帳…視覚及び聴覚６級以上、上肢１級、２級、下肢及び体幹１～３級)、療育手帳…Ⓐ、A、B、精神障害者保健福祉手帳…１級または２級の単身、３級の単身で生活支援を受けている方	―	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)
よしかわ安心電話 身体・療育・精神	災害発生時、または災害が発生する恐れがある場合において、市からの避難情報等の情報を迅速かつ効率的に電話回線を利用して伝達・収集するサービスです。	災害時避難行動要支援者名簿登録者、避難支援等関係者、避難支援者、その他利用を希望する方	―	障がい福祉課 障がい福祉担当 (９８２－９５３０)

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

5 相談機関のご案内

相 談 の 窓 口(電 話)	相 談 の 内 容	対 象 者	自己負担等
吉川市役所障がい福祉課 相談支援担当（９８２－５２３８）	障害者手帳の取得をはじめ、福祉サービスや制度など障がい者福祉の全般的な相談支援を行います。また、就労に向けて職場実習を行う障がい者や事業者などへ支援を行います。	相談・就労を希望する方	―
障がい者相談支援センター すずらん（９８１－８５１０）	障がい者やその家族が抱える日常生活をはじめとする様々な問題や悩み事についての相談を行い、必要に応じて市役所などの関係機関への取り次ぎも行います。	相 談 を 希 望 する方	―
吉川市障がい者就労支援センター レゴリス（９９９－６５０９）	障がい者の就労や職業定着、また企業の障がい者雇用について広く相談・支援を行います。	就 労 を 希 望 する方	―
吉川市こども発達センター （９８３－４８００）	発育や発達に障がい、または、遅れがあるお子さんの発達を促すとともに、保護者に対する相談・援助を行います。	療 育 が 必 要 と 思 わ れ る 児童	―

各種相談窓口一覧
吉川市ＨＰ
埼玉県ＨＰ

6 税や公共料金の割引

(1)税の減免

対 象 税 目	内 容 ・ 対 象 者	窓 口(電 話)
所得税・住民税 身体・療育・精神	【概要】納税者またはその控除対象配偶者や扶養親族に障がいがある場合、控除が受けられます。	【所得税】 越谷税務署 代表 （９６５－８１１１） または勤務先の給与担当 【住民税】 課税課 市民税係 （９８２－５１１４） または勤務先の給与担当

特例の区分	障害者	特別障害者
障がいの程度	身体障害者手帳…３級～６級 療育手帳…Ｂ、Ｃ 精神障害者保健福祉手帳…２級、３級	身体障害者手帳…１級、２級 療育手帳…Ⓐ、Ａ 精神障害者保健福祉手帳…１級
控除額 （所得税）	所得額から２７万円の控除	所得額から４０万円もしくは７５万円（同居特別障害者）の控除
控除額 （住民税）	所得額から２６万円の控除	所得額から３０万円もしくは５３万円（同居特別障害者）の控除

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

<table>
<tr><th>対 象 税 目</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th><th>窓 口(電 話)</th></tr>
<tr>
<td>自動車税・
軽自動車税

身体・療育・精神</td>
<td>
【概要】障がい者１人につき１台（埼玉県内のナンバー、及び自家用車）に限り減免が受けられます。

【減免対象自動車】
使用目的：埼玉県内に住民登録のある障がい者の通院、通学、通所または生業のため
<table>
<tr><th>納税義務者</th><th>運転者</th></tr>
<tr><td>障がい者本人</td><td>【共通】障がい者本人または障がい者と同一生計の方
【自動車税のみ】障がい者を常時介護する方（世帯に運転免許証をお持ちの方がいない場合）</td></tr>
<tr><td>障がい者と同一生計の方</td><td>【共通】障がい者本人または障がい者と同一生計の方</td></tr>
<tr><td>【軽自動車のみ】障がい者のみで構成される世帯の障がい者</td><td>障がい者を常時介護する方</td></tr>
</table>
【対象者】
<table>
<tr><th colspan="3">障がい区分</th><th>障がいの程度</th></tr>
<tr><td rowspan="11">身体障害者手帳</td><td colspan="2">視覚</td><td>１級～３級、４級（4 級のうち視力の良い方の眼の視力が 0.08～0.1）</td></tr>
<tr><td colspan="2">聴覚</td><td>２級、３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">平衡機能</td><td>３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">音声機能または言語機能</td><td>３級（喉頭摘出の場合に限る）</td></tr>
<tr><td colspan="2">上肢</td><td>１級、２級</td></tr>
<tr><td colspan="2">下肢</td><td>１級～６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">体幹</td><td>１級～３級、５級</td></tr>
<tr><td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能</td><td>上肢</td><td>１級、２級</td></tr>
<tr><td>移動</td><td>１級～６級</td></tr>
<tr><td colspan="2">心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能</td><td>１級、３級</td></tr>
<tr><td colspan="2">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能・肝臓機能</td><td>１級～３級</td></tr>
<tr><td colspan="3">療育手帳</td><td>Ⓐ、A</td></tr>
<tr><td colspan="3">精神障害者保健福祉手帳</td><td>１級（通院していることが確認できる場合に限る。）</td></tr>
</table>
【減免上限額】自動車税：県にご確認ください　　軽自動車税：全額
【申請期限】自動車税：通年　　軽自動車税：納期限まで（※毎年申請が必要です）
※自動車税は、自動車の取得時期によって申請場所と申請期限が異なりますので県にご確認ください。
</td>
<td>
【自動車税】
〈自動車税全般について〉
自動車税コールセンター
（０５７０－０１２－２２９）

越谷県税事務所
代表
（９６２－２１９１）

埼玉県自動車税事務所
課税第二担当
（６５８－０２２７）

【軽自動車税】
課税課
市民税係
（９８２－５１１４）
</td>
</tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

<table>
<tr><th>対 象 税 目</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th><th>窓 口(電 話)</th></tr>
<tr><td>利子等の税
身体・療育・精神</td><td>【概要】金融機関等へ非課税貯蓄申告書等を提出することにより、次に掲げる一定の預貯金の利子等にかかる所得税、県民税利子割が非課税になります。
<table>
<tr><th>種 類</th><th>内 容</th><th>非課税限度額</th></tr>
<tr><td>マル優</td><td>銀行などの預貯金、合同運用信託、運用投資信託など</td><td>３５０万円</td></tr>
<tr><td>特別マル優</td><td>利付国債、公募地方債</td><td>３５０万円</td></tr>
</table>
【対象者】障害者手帳所持者、障害基礎年金等の受給者など</td><td>各金融機関</td></tr>
<tr><td>相続税・贈与税
身体・療育・精神</td><td>【概要】相続税：相続または遺贈により財産を取得した方に障がいがある場合、控除を受けられます。
贈与税：特別障害者扶養信託契約に基づき財産が信託銀行等に信託された場合、控除を受けられます。
<table>
<tr><td>特例の区分</td><td>障害者</td><td>特別障害者</td></tr>
<tr><td>障がいの程度</td><td>身体障害者手帳…３級～６級
療育手帳…Ｂ、Ｃ
精神障害者保健福祉手帳…２級、３級</td><td>身体障害者手帳…１級、２級
療育手帳…Ⓐ、Ａ
精神障害者保健福祉手帳…１級</td></tr>
<tr><td>控除額
（相続税）</td><td>８５歳に到達するまでの年数に１０万円を乗じた金額を税額から控除します</td><td>８５歳に到達するまでの年数に２０万円を乗じた金額を税額から控除します</td></tr>
<tr><td>控除額
（贈与税）</td><td>３０００万</td><td>６０００万円</td></tr>
</table>
※心身障害者扶養共済制度に基づいて支給される給付金の受給権を相続により取得した場合、その受給権は、非課税財産となります。</td><td>【共通】
越谷税務署
代表
（９６５－８１１１）

【贈与税】
信託銀行等</td></tr>
<tr><td>個人事業税
身体</td><td>【概要】両眼の視力が 0.06 以下の視覚障害のある方が、あんま、マッサージ、はり、きゅう、その他の医業に類する事業を個人で営む場合は、事業税が非課税になります。</td><td>越谷県税事務所
課税第二担当
（９６２－２２９８）</td></tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

(2)公共料金の割引等

<table>
<tr><th>名 称</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th><th>窓 口(電 話)</th></tr>
<tr><td>市内公共施設の利用料
身体・療育・精神</td><td>【概要】個人の場合、障害者手帳やミライロ ID、「公共施設無料利用証」を、団体の場合は「公共施設無料利用証」を提示することで市内公共施設を無料で利用できます。

【対象者等】個人：障害者手帳所持者 ※介護のために付き添う場合は、障がい者１名につき介護者１名まで無料
団体：障害者手帳所持者が１／２以上を占める５名以上の団体</td><td>〈公共施設無料利用証の発行〉
障がい福祉課
障がい福祉担当
(９８２－９５３０)
〈利用や予約方法について〉
市内各公共施設</td></tr>
<tr><td>有料道路の通行料
身体・療育</td><td>【概要】有料道路で料金を支払う際に割引証明のある障害者手帳を提示することで５０％以内の割引が受けられます。２年ごとに割引証明の更新が必要です。
ＥＴＣを利用する場合の割引は別途、登録が必要となります。
※ＥＴＣ利用登録される方のみオンライン申請可能
オンライン申請受付サイト

【対象者等】
<table>
<tr><th colspan="2">手帳の区分</th><th>割引となる場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">身体障害者手帳</td><td>第１種</td><td>自分で運転する場合または同乗者として</td></tr>
<tr><td>第２種</td><td>自分で運転する場合</td></tr>
<tr><td>療育手帳</td><td>Ⓐ、Ａ</td><td>同乗者として</td></tr>
</table></td><td>〈申請手続き〉
障がい福祉課
障がい福祉担当
(９８２－９５３０)

ＮＥＸＣＯ東日本
有料道路ＥＴＣ割引登録係
(０４５－４７７－１２３３)

〈ミライロＩＤの利用について〉
ミライロ ID　HP</td></tr>
<tr><td>ＮＨＫ受信料
身体・療育・精神</td><td>【概要】ＮＨＫ受信料の全額免除または半額免除を受けられます。

【対象者等】
<table>
<tr><th>対象者</th><th>減免内容</th></tr>
<tr><td>世帯構成員の中に障害者手帳所持者がいること、かつ、その世帯構成員全員が市民税非課税であること
※世帯分離していても、同住所で受信契約が同一の場合は同世帯</td><td>全額免除</td></tr>
<tr><td>世帯主・受信契約者が次のいずれかに該当する場合
・身体障害者手帳…１級・２級または視覚・聴覚障がい
・療育手帳…Ⓐ、Ａ
・精神障害者保健福祉手帳…１級</td><td>半額免除</td></tr>
</table></td><td>〈申請手続き〉
障がい福祉課
障がい福祉担当
(９８２－９５３０)
・
最寄りの放送局

〈制度についての詳細〉
ＮＨＫふれあいセンター
(０５７０－０７７－０７７)</td></tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

<table>
<tr><th>名 称</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th><th>窓 口(電 話)</th></tr>
<tr><td>タクシー運賃
身体・療育</td><td>【概要】タクシーを利用する場合、障害者手帳を提示することで１０％の割引が受けられます。（タクシー利用券との併用可）

【対象者】身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者（県内の場合）
※精神障害者保健福祉手帳の割引適用の有無については、各タクシー事業者にお問い合わせください。</td><td>各タクシー事業者</td></tr>
<tr><td>ＪＲ鉄道
身体・療育・精神</td><td>【概要】ＪＲを利用する際の乗車券などの割引が受けられます。

【対象者等】
<table>
<tr><th>対象者</th><th>割引対象</th><th>割引率</th><th>記事</th></tr>
<tr><td>第１種障がい者とその介護者</td><td>普通乗車券
回数乗車券
普通急行券</td><td>５０％</td><td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。ただし回数乗車券はＪＲ線区間単独の発売。</td></tr>
<tr><td>第１種障がい者とその介護者または１２歳未満の第２種障がい者とその介護者</td><td>定期乗車券（小児定期乗車券を除く）</td><td>５０％</td><td>私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。小児定期旅客運賃については割引を適用外。</td></tr>
<tr><td>第１種、第２種障がい者が単独で利用する場合</td><td>普通乗車券</td><td>５０％</td><td>片道の営業キロが１００キロを超える場合。私鉄等他鉄道会社線とまたがる場合を含む。</td></tr>
</table>
※私鉄の割引は取扱いが異なる場合があります。直接お問い合わせください。</td><td>各ＪＲ窓口</td></tr>
<tr><td>ＪＲバス運賃
身体・療育・精神</td><td>【概　要】利用する際に割引が受けられます。

【対象者】身体障害者手帳所持者、療育手帳所持者もしくは精神保健福祉手帳所持者で、旅客鉄道会社運賃割引欄が「第１種」または「第２種」の方及び「第１種」の方の介護人１名

【割　引】５割引</td><td>各ＪＲ窓口</td></tr>
<tr><td>国内航空運賃
身体・療育・精神</td><td>【概　要】航空券購入の際に手帳を提示することで割引が受けられます。割引率等は航空会社によって異なります。

【対象者】１２歳以上の障害者手帳所持者とその介護者１名
※航空会社によって対象者が異なる場合がありますので、詳細は直接お問い合わせください。</td><td>各航空会社</td></tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

<table>
<tr><th>名 称</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th><th>窓 口(電 話)</th></tr>
<tr><td>県内バス運賃

身体・療育・精神</td><td>【概要】県内を発着するバスを利用する場合、障害者手帳または入所している施設の施設長が発行する「バス運賃割引証明書」を提示することで割引が受けられます。

【対象者等】
<table>
<tr><th rowspan="2">対象者</th><th colspan="2">割引率</th></tr>
<tr><th>乗車券</th><th>定期券(小児定期券は対象外)</th></tr>
<tr><td>身体障害者手帳所持者</td><td rowspan="8">５割</td><td rowspan="8">３割</td></tr>
<tr><td>療育手帳所持者</td></tr>
<tr><td>精神障害者保健福祉手帳（顔写真付のみ）</td></tr>
<tr><td>施設入所者</td></tr>
<tr><td>第１種身体障害者手帳所持者の介護人</td></tr>
<tr><td>療育手帳所持者の介護人</td></tr>
<tr><td>介護を要する施設入所者の介護人</td></tr>
</table>
※精神障害者保健福祉手帳所持者に対する割引については、事業者（各バス会社）によって異なりますので、直接事業者にお問い合わせください。</td><td>各バス会社</td></tr>
<tr><td>青い鳥郵便葉書

身体・療育</td><td>【概要】年に一回、４～６月に申請手続きを行うことで、通常郵便はがきを２０枚無料で配布します。

【対象者】身体障害者手帳…１級、２級　　療育手帳…Ⓐ、Ａ</td><td>吉川郵便局
（９８２－９０８０）

吉川駅前郵便局
（９８２－１９３９）

吉川平沼郵便局
（９８２－９０５５）

吉川団地前郵便局
（９８１－４７４７）</td></tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

<table>
<tr><th>名 称</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th><th>窓 口(電 話)</th></tr>
<tr><td>郵便料金

身体・療育・精神</td><td>【概要】郵便料金の減免を受けられます。
<table>
<tr><th>種類</th><th>対象郵便物</th><th>料金</th></tr>
<tr><td>点字郵便物</td><td>点字郵便物（点字のみ掲げられたもの）</td><td>無料（３ｋｇまで）</td></tr>
<tr><td>特定録音物等郵便物</td><td>郵便事業株式会社の指定を受けた施設が発受する点字用紙、盲人用録音郵便物</td><td>無料（３ｋｇまで）</td></tr>
<tr><td>点字ゆうパック</td><td>点字図書</td><td>半額（３ｋｇまで）</td></tr>
<tr><td>聴覚障害者用ゆうパック</td><td>郵便事業株式会社が指定する聴覚障害者福祉施設と聴覚障がい者の間で発受される聴覚障害者用のビデオテープ</td><td>半額（３ｋｇまで）</td></tr>
<tr><td>心身障害者用冊子
ゆうメール</td><td>重度の障がいのある方が、郵送により貸出しまたは返送される場合</td><td>半額</td></tr>
<tr><td>低料第三種郵便物</td><td>郵便事業株式会社が承認を受けた心身障がい者団体が発行する定期刊行物</td><td>〈月３回以上発行の新聞〉
５０ｇまで８円（１ｋｇ以内）
５０ｇごとに３円加算
〈それ以外〉
５０ｇまで１５円（１ｋｇ以内）
５０ｇごとに５円加算</td></tr>
</table></td><td>吉川郵便局
（９８２－９０８０）

吉川駅前郵便局
（９８２－１９３９）

吉川平沼郵便局
（９８２－９０５５）

吉川団地前郵便局
（９８１－４７４７）</td></tr>
<tr><td>駐車禁止除外

身体・療育・精神</td><td>【概要】埼玉県公安委員会から「駐車禁止除外」の標章を受けることができます。

【対象者】次のいずれかに該当する方
・身体障害者手帳所持者で「標章交付基準表」に掲げる区分・障がいに該当し、歩行困難と認められる方
・療育手帳Ⓐ、Ａを有する方
・精神障害者保健福祉手帳１級の所持者
・小児慢性特定疾患児手帳の所持者で色素性乾皮症に該当する方</td><td>吉川警察署
交通課
代表
（９５８－０１１０）</td></tr>
<tr><td>埼玉県伊豆潮風館

身体・療育・精神</td><td>【概要】バリアフリー対応の保養施設で障がい者と重度障がい者の付添い者（２名まで）は一般価格より低価格で宿泊や療養ができます。団体で利用する場合、大型福祉バスの無料送迎もあります。</td><td>埼玉県伊豆潮風館
（０５５７－５１－１５０４）</td></tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓 口(電 話)」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

7 吉川市社会福祉協議会が実施するサービス

<table>
<tr><th>名 称</th><th>内 容 ・ 対 象 者</th></tr>
<tr><td>介護用品の貸与

身体・療育・精神</td><td>【概要】介護用品の貸与を行います。

【対象者】・在宅で生活している方で、(福) 吉川市社会福祉協議会の会員または会員世帯の方
・介護保険の認定を受けていない方（車いす短期利用及び入院中の一時帰宅を除く。）
※介護保険の認定を受けている方は、介護保険の福祉用具貸与サービスが優先
・生活保護受給世帯以外の方（貸与事業を除く。）

【対象品目等】
<table>
<tr><th rowspan="2">対象品目</th><th colspan="2">費用負担</th></tr>
<tr><th>会員</th><th>新規会員(会員1年目)</th></tr>
<tr><td>車いす</td><td>【長期】月１００円</td><td>月２００円</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">【短期】１回につき１０日以内無料（年度ごとに２回まで）
※介護保険の認定の有無を問わない</td></tr>
<tr><td>介護用ベッド</td><td>月１，３００円</td><td>月２，６００円</td></tr>
<tr><td>エアマット</td><td>月６００円</td><td>月１，２００円</td></tr>
</table>
※介護用ベッド・エアマットは、１か月未満のご利用の場合でも上記の金額がかかります。

【利用料】・新規入会の方は、当該年度分の利用料に限り新規会員の料金。(翌年度分からは継続会員の料金)
・１０月末頃(４月から９月利用分まで)と４月末頃(１０月から翌年３月利用分まで)に請求の予定です。</td></tr>
<tr><td>福祉サービス利用援助事業・あんしんサポートねっと

身体・療育・精神</td><td>【概要】担当の生活支援員が、福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払いなどを行います。

【対象者】１人で判断することに不安のある高齢者や知的障がい、精神障がいなどのある方
【対象とならない方】・身体に障がいを有しているが判断能力に問題のない方
・ご本人の利用意思が確認できない、またはご本人の判断能力の低下により、契約内容の理解が困難な方。等

【費用負担】
<table>
<tr><th>援助の内容</th><th>費用負担</th></tr>
<tr><td>福祉サービス利用援助、
日常生活上の手続き援助、
日常的金銭管理</td><td>１回１時間まで１，６００円（以降３０分ごとに６００円加算）
※日常的金銭管理の援助で、通帳を預かる場合や金融機関において代理により援助を行う場合は、１回１時間まで２，０００円（その他、利用者宅から金融機関への移動までの交通費等は別途負担）</td></tr>
<tr><td>書類等預かりサービス</td><td>基本料２，０００円（１年間）、利用料５００円（１か月）</td></tr>
</table>
※生活保護受給世帯は無料</td></tr>
</table>

年齢や所得による制限、事前申請が必要なサービスもございますので、必ず「窓　口（電　話）」欄に記載してある担当部署にお問い合わせ下さい。

名　称	内　容　・　対　象　者
生活福祉資金の貸付 身体・療育・精神	【概要】相談支援を行うことにより、世帯の安定した生活と経済的自立を図ることを目的とした貸付制度です。 【対象者】低所得者世帯、障害者手帳所持者の属する世帯、療養や介護を要する６５歳以上の高齢者の属する世帯 【貸付内容等】福祉用具等の購入に必要な経費、障がい者用自働車の購入に必要な経費等 ※資金の目的によっては連帯保証人が必要な場合や、連帯保証にの有無によって返済時の利子に違いがあります。 ※原則として、世帯を単位とした貸付で、他制度の利用を優先していただく場合や収入要件等があります。 詳細については、吉川市社会福祉協議会及び埼玉県社会福祉協議会にご確認ください。 吉川市社会福祉協議会ＨＰ 埼玉県社会福祉協議会ＨＰ 問い合わせ （０４８―８２２－１１９２）

8 障がい者歯科

埼玉県では障がいのある方などがより身近な地域で歯科治療が受けられるよう、障害者歯科治療体制の充実を図っております。

○在宅歯科医療推進窓口地域拠点･支援窓口

歯やお口のお悩みがあり歯科通院が困難な方は、次の地域拠点・支援窓口で電話相談ができます。
支援窓口では、歯科医療の無料相談や歯科医院の紹介を行なっています。

吉川地区支援窓口（対象エリア：吉川市・松伏町）０９０－２３０８－８０２０

○障害者歯科相談医名簿

障害者歯科相談医は県が埼玉県歯科医師会に委託し、県内の歯科医師に対し実技を中心に研修を行い、その修了者を県が指定したものです。

診療所の名称	相談医氏名	住所	電話	FAX
(医)宮﨑会宮﨑歯科医院	宮﨑 利彦 尾崎 景	吉川市鍋小路１４	０４８－９８３－０３０３	０４８－９８３－２５２５
(医)白井歯科	白井 孝明	吉川市皿沼１－５０－２	０４８－９８２－００８１	０４８－９８１－９９４７
横川歯科医院	互 亮子	吉川市栄町１４９５	０４８－９８２－７４８２	０４８－９８２－３２７４
古山歯科	古山 俊一	吉川市吉川５９８－１	０４８－９８１－０９０１	０４８－９８１－０９０１

○埼玉県立施設障害者歯科診療所

施設名	住所	電話	FAX
埼玉県総合リハビリテーションセンター	上尾市西貝塚１４８－１	０４８－７８１－２２２２	０４８－７８１－１５５２
埼玉県立そうか光生園障害者歯科診療所	草加市柿木町１２１５－１	０４８－９３６－５０８８	０４８－９３２－１３１１
埼玉県立嵐山郷	比企郡嵐山町古里１８４８	０４９３－６２－６２２１	０４９３－６２－８９４４
埼玉県立あさか向陽園障害者歯科診療所	朝霞市青葉台１－１０－６０	０４８－４６６－１４１１	０４８－４６７－４１２７
埼玉県立皆光園障害者歯科診療所	深谷市人見１９９８	０４８－５７３－２０２１	０４８－５７３－２０２２

かかりつけ歯科医師等がいる場合は、かかりつけ歯科医師に紹介状を作成してもらい、直接、県立施設障害者歯科診療所に予約申込みをします。
かかりつけ歯科医師がいない場合は、市役所障がい福祉課で診療予約申込書を受取り、診療予約申込書を送付またはFAXして、予約申込みをします。

9 障がい者に関するマーク　※市役所でマークの配付は行っていません。各マークの入手方法については各窓口にご確認ください。

マーク	内 容	窓 口(電 話)	マーク	内 容	窓 口(電 話)
障がい者のための 国際シンボルマーク 	障がい者が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。 ※車いすを利用する方だけでなく、障がいのある全ての方のためのマークです。	公益財団法人 日本障害者リハビリテーション協会 (０３－５２７３－０６０１)	耳マーク 	聴覚に障がいがあることを表す、国内で使用されているマークです。	一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 (０３－３２２５－５６００)
身体障害者標識 	肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。	吉川警察署 交通課 代表 (９５８－０１１０)	ほじょ犬マーク 	身体障害者補助犬同伴の啓発のためのマークです。身体障害者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことを言います。	厚生労働省 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室 社会参加活動支援係 (０３－５２５３－１１１１)
聴覚障害者標識 	聴覚障がいであることを理由に運転免許に条件を付されている方が、運転する車に表示するマークです。	吉川警察署 交通課 代表 (９５８－０１１０)	オストメイトマーク 	人工肛門・人工膀胱を造設している人（オストメイト）のための設備があることを表しています。オストメイト対応のトイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	社団法人日本 オストミー協会 (０３－５６７０－７６８１)
盲人のための 国際シンボルマーク 	盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍等に使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 (０３－５２９１－７８８５)	ハートプラスマーク 	「身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障がいがある人」を表しています。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 info@heartplus@org

10 別表1(日常生活用具の種類・対象者)

日常生活用具の種類や品目は、以下のとおりです。

なお、耐用年数以内の買い替えは原則できません。また、購入額が基準額を超える場合、超過分は自己負担となります。

日常生活用具の種類

（1）介護・訓練支援用具　　…身体介護や訓練を支援するための用具（特殊寝台、特殊マット　など）

（2）自立生活支援用具　　…入浴・食事・移動などの自立生活を支援する用具（入浴補助用具　など）

（3）在宅療養等支援用具　　…在宅療養等を支援する用具（電気式たん吸引器、盲人用体温計　など）

（4）情報・意思疎通支援用具…情報収集・情報伝達・意思疎通等を支援する用具（点字器　など）

（5）排泄管理支援用具　　…排泄管理を支援する用具（ストーマ装具　など）

（6）居宅生活動作補助用具　…居宅生活動作等を円滑にする用具（小規模な住宅改修を伴うもの）

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
(1) 介護・訓練支援用具					
特殊寝台 身体	１８歳以上	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方 難病患者で常時介護を要する方	腕または脚などの訓練ができる器具を備え、頭部および脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	８年	１５４，０００円
特殊マット 身体・療育	１８歳以上	１級の下肢、体幹機能障がいのある方		５年	５０，０００円
	３歳～１７歳	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方			
	３歳以上	療育手帳Ⓐまたは A の所持者			
	－	難病患者で寝たきりの状態にある方			
特殊尿器 身体	学齢児以上	常時介護を要する１級の下肢、体幹機能障がいのある方		５年	６７，０００円
	－	難病患者で自力で排泄できない方			
入浴担架 身体	３歳以上	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方	入浴に介護を要する方	５年	８２，４００円
体位変換器 身体	学齢児以上	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方	下着交換等に介助を要する方	５年	１５，０００円
		難病患者で寝たきりの状態にある方			

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
移動用リフト 身体	３歳以上	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方	住宅改造を伴うものを除く	４年	１５９，０００円
	－	難病患者で下肢、体幹機能障がいのある方			
訓練いす 身体	３歳～１７歳	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方	原則として附属のテーブルを付ける	５年	３３，１００円
訓練用ベッド 身体	学齢児～１７歳	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方	腕または脚などの訓練ができる機能を備えたもの	８年	１５９，２００円
	－	難病患者で下肢、体幹機能障がいのある方			
（2）自立生活支援用具					
入浴補助用具 身体	３歳以上	入浴介助を要する下肢、体幹機能障がいのある方	住宅改造を伴うものを除く	８年	９０，０００円
	－	難病患者で入浴介助を要する方			
便器 身体	学齢児以上	１級または２級の下肢、体幹機能障がいのある方	手すりの取り付け可。ただし住宅改造を伴うものを除く	８年	便器のみ：４，４５０円 手すり付：５，４００円
	－	難病患者で常時介護を要する方			
頭部保護帽 療育	－	療育手帳Ⓐ またはＡの所持者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する恐れのある方		３年	１２，７６８円～ ３０，８７０円
T 字状つえ・棒状つえ 身体	学齢児以上	平衡機能、下肢または体幹機能障がいのある方		３年	木製：２，２６６円 軽金属製：３，０９０円 ※加算要件あり
移動・移乗支援用具 身体	３歳以上	平衡機能、下肢または体幹機能障がいのある方	手すり、スロープなど。ただし住宅改造を伴うものを除く	８年	６０，０００円
	－	難病患者で下肢に障がいのある方			
特殊便器 身体・療育	学齢児以上	１級または２級の上肢機能障がいのある方 療育手帳Ⓐ またはＡの所持者	温水温風を出せるもの。ただし住宅改造を伴うものを除く	８年	１５１，２００円
	－	難病患者で上肢機能に障がいのある方			
火災警報器 身体・療育	－	身体障害者手帳の所持者 療育手帳Ⓐ またはＡの所持者 難病患者	火災の感知および避難が著しく困難な単身世帯、またはこれに準じる世帯	８年	１５，５００円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
自動消火器 身体・療育		身体障害者手帳１級または２級の所持者 療育手帳Ⓐまたは A の所持者 難病患者	火災の感知および避難が著しく困難な単身世帯、またはこれに準じる世帯	８年	２８，７００円
電磁調理器 身体・療育	１８歳以上	身体障害者手帳１級または２級の所持者 療育手帳Ⓐまたは A の所持者	視覚障がい者のみの世帯、またはこれに準じる世帯	６年	４１，０００円
歩行時間延長信号機用小型送信機　身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がいのある方		１０年	７，０００円
聴覚障がい者用屋内信号装置　身体	－	聴覚障がいのある方	聴覚障がい者のみの世帯、またはこれに準じる世帯	１０年	８７，４００円
視覚障がい者用誘導装置 身体	－	身体障がい者（視覚障がいのある者に限る）で音声による誘導を必要とする方	音声により目的物の位置等の確認が可能となるもの	５年	５６，０００円
携帯用信号装置 身体	－	障がいの部位が聴覚障がいの身体障がい者で視覚、または触覚によらなければ呼び出し等に応じることができない方	送信機と受信機を１組とし、送信による合図が触覚等により知覚できる物で、誘導可能なもの	６年	１８，０００円
トイレチェアー 身体	原則学齢児以上	身体上の障害（下肢または体幹に係るものに限る）の程度が１級または２級の身体障がい者の方	椅子等の形状をし、座位を保ったまま排便が可能な物	８年	８１，０００円
	－	難病患者で常時介護を要する方			
車いす用段差昇降機 身体	学齢児以上	常時車いすを使用している方		１０年	２６０，０００円
（3）在宅療養等支援用具					
透析液加温器 身体	３歳以上	じん臓機能障がい３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（ＣＡＰＤ）による透析療法を行う方		５年	５１，５００円
ネブライザー（吸入器） 身体	－	呼吸器機能障がい３級以上または同程度の身体障がい者で必要と認められる方 難病患者で呼吸機能に障がいのある方	対象者が容易に使用できる物	５年	３６，０００円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
電気式たん吸引器 身体	―	呼吸器機能障がい３級以上または同程度の身体障がい者で必要と認められる方 難病患者または小児慢性特定疾患児で呼吸機能に障がいのある方	対象者が容易に使用できる物	５年	５６，４００円
電気式たん吸引器・ネブライザー両用器 身体	―	呼吸器機能障がい３級以上または同程度の身体障がい者で必要と認められる方 難病患者または小児慢性特定疾患児で呼吸機能に障がいのある方	対象者が容易に使用できる物	５年	７２，４５０円
パルスオキシメーター	―	難病患者で人工呼吸器の装着が必要な方		５年	１５７，５００円
人工呼吸器用自家発電機、外部バッテリー、ポータブル電源	―	在宅で常時人工呼吸を使用する身体障害児・者、難病患者（施設入所者を除く）	介護者が容易に使用できる物	６年	１００，０００円
酸素ボンベ運搬車	―	医療保険による在宅酸素療法を行っている方		１０年	１７，０００円
視覚障がい者用体温計（音声式） 身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がいのある方	視覚障がい者のみの世帯またはこれに準じる世帯	５年	９，０００円
視覚障がい者用体重計 身体	１８歳以上			５年	１８，０００円
（4）情報･意思疎通支援用具					
携帯用会話補助装置 身体	学齢児以上	音声機能、言語機能障がいまたは肢体不自由で発生・発語に著しい障がいのある方	携帯式で言葉を音声または文章に変換する機能を有するもの	５年	９８，８００円
情報・通信支援用具 身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がい、上肢機能障がいのある方	情報機器（パソコン）に必要な周辺機器やソフトの使用により社会参加が見込まれる方	５年	１００，０００円
点字ディスプレイ 身体	―	１級または２級の視覚障がいのある方	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	６年	３８３，５００円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
点字器 身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がいのある方	文字等の情報を点字等により示すことができ、容易に操作できるもの	標準型 7年 携帯用 5年	標準型Ａ：１０，７１２円 標準型Ｂ：　６，７９８円 携帯用Ａ：　７，４１６円 携帯用Ｂ：　１，６９９円
点字タイプライター 身体	－	１級または２級の視覚障がいのある方	本人が就学もしくは就労しているか、または就労が見込まれている方	５年	６３，１００円
視覚障がい者用ポータブルレコーダー　身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がいのある方		６年	録音再生機：８５，０００円 再生専用機：３５，０００円
視覚障がい者用活字文書読上げ装置　身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がいのある方		６年	９９，８００円
視覚障がい者用拡大読書器　身体	学齢児以上	この装置により文字等を読むことが可能になる視覚障がいのある方		８年	１９８，０００円
地上デジタル放送対応ラジオ　身体	－	１級または２級の視覚障がいのある方	容易に使用できる物	５年	２９，０００円
文字放送ラジオ 身体	－	障がいの部位が聴覚障がいの身体障がい者で文字による情報を必要とするもの	ＦＭ文字多重放送の受信が可能な物	５年	２３，０００円
視覚障がい者用音声ＩＣタグレコーダー身体	学齢児以上	１級または２級の視覚障がいのある方	ＩＣタグに登録した音声の情報を専用機により読み上げる機能を有する物	６年	３９，０００円
視覚障がい者用時計 身体	１８歳以上	１級または２級の視覚障がいのある方		１０年	触読時計：１０，３００円 音声時計：１３，３００円
聴覚障がい者用通信装置 身体	学齢児以上	聴覚または発声・発語に著しい障がいを有し、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要と認められる方	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに文字等により通信が可能な機器	５年	７１，０００円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
聴覚障がい者用情報受信装置 身体	－	この装置によりテレビの視聴が可能になる聴覚障がいのある方		６年	８８，９００円
人工喉頭 身体	－	喉頭に障がいがあり、人工喉頭を使用すれば会話が可能となる方		笛式 ４年 電動式 ５年	笛式：５，１５０円 ※加算要件あり 電動式：７２，２０３円
福祉電話（貸与のみ） 身体	１８歳以上	１級または２級の難聴または外出が困難な身体障がい者でコミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要があると認められる方 ファクスの貸与を受けている方	単身世帯またはこれに準ずる世帯	－	８３，３００円
ファックス（貸与のみ） 身体	－	聴覚障がいまたは音声・言語機能障がい３級以上で、コミュニケーションや緊急連絡等の手段として必要があると認められる方	電話（難聴者用含む）によるコミュニケーションが困難な身体障がい者のみの世帯またはこれに準ずる世帯	－	７，７００円
点字図書 身体	学齢児以上	視覚に障がいがあり、主に情報の入手を点字により行っている方		－	点字図書価格
（５）排泄管理支援用具					
ストマ用装具（紙おむつ） 身体	３歳以上	①ぼうこうまたは直腸機能障がいのある方 ②造設したストマの変形などによりストマを装着することができない方 先天性疾患に起因する神経障がい等による高度の排尿・排便機能障がいのある方 ③脳原性運動機能障がいまたは学齢期までに発症した進行性疾患等に係る障がいの程度が１級または２級の方で、尿意・便意の意思表示が困難であり、紙おむつ以外の排せつ処理が困難な在宅で生活している方	特例として、②または③の対象者については、ストマ用装具に代えて紙おむつ（お尻拭き含む）を支給することができる	－	ストマ（消化器系） 月８，８５８円 ストマ（尿路系） 月１１，６３９円 紙おむつ 月１２，０００円

品目	対象者			耐用年数	基準額
	年齢	障がいの内容	その他の条件		
収尿器 身体	学齢児以上	１級または２級の下肢・体幹機能障がいのある方		―	男性用普通型：７，９３１円 男性用簡易型：５，８７１円 女性用普通型：８，７５５円 女性用簡易型：６，０７７円
（6）住宅改修費					
居宅生活動作補助用具 身体	学齢児以上	３級以上の下肢・体幹機能障がいまたは乳幼児期以前の非進行性の脳病変による移動機能障がいのある方（特殊便器への取換えを行う場合は、上肢障がい２級以上に限る）	対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの （介護保険制度の住宅改修が優先される）	原則 １回	２００，０００円
	―	難病患者で下肢、体幹機能障がいのある方			

吉川市内障がい福祉サービス事業所　一覧

令和8年10月1日時点

○児童放課後等デイサービス（就学児童に限る）・児童発達支援（就学前児童）・保育所等訪問支援

サービス種類名	施設名称	施設所在地	電話番号	FAX番号
放課後等デイサービス	放課後等デイサービスGoodface	保80-5	048-972-4693	048-951-4694
放課後等デイサービス	はなみずき学園吉川校	高久1-31-13	048-954-7797	048-954-7793
多機能型（放デイ・保育所等訪問・生活介護）	放課後等デイサービスTekuTeku	高久1-38-4	048-973-7358	048-973-7359
多機能型（放デイ・保育所等訪問・生活介護）	放課後等デイサービスてくてく SUN	高久1-26-14-103	048-940-3777	048-940-5168
放課後等デイサービス・児童発達支援	ILe吉川パリヴェール	吉川1-2-6	048-961-8416	048-961-8418
放課後等デイサービス	DEKITA吉川	木売2-3-11 グリンヒルビル4F	048-984-3833	048-984-3834
放課後等デイサービス・児童発達支援	DEKITA2吉川	木売1-4-11 宏次ビル4F	048-984-3005	048-984-3006
放課後等デイサービス	運動学習支援教室エポックきよみ野教室	きよみ野2-15-2 2F	048-940-5031	048-940-5032
放課後等デイサービス	GRIPキッズ吉川校	木売2-9-6 BASKIN 1F	048-971-9309	048-971-9310
児童発達支援・保育所等訪問支援	吉川市こども発達センター	吉川2-1-13 保健ｾﾝﾀｰ2F	048-983-4800	048-981-3881
放課後等デイサービス・児童発達支援	ハッピーテラス吉川教室	保1-37-13 平成ビル2F	048-940-1685	048-940-1685
放課後等デイサービス	カナデ	栄町1514-1	048-940-3240	048-940-8760
放課後等デイサービス・児童発達支援	ネイスぷらす吉川美南校	美南5-29-11 エンリッチ1F	048-940-7137	048-940-7237
放課後等デイサービス・児童発達支援	ファンファーレ吉川	きよみ野3-13-27	048-972-6531	048-972-6532
放課後等デイサービス	サンFC吉川	美南5-9-8 ｱﾙﾄﾓﾃﾞｰﾛ壱番館1-3号室	048-940-6045	048-940-6046
児童発達支援	レモネードキッズ吉川美南	美南3-25-1 イオンタウン吉川美南 東街区1F	048-940-9266	048-940-9277
放課後等デイサービス・児童発達支援	ウィズ・ユー吉川美南	中曽根2丁目2-32	050-1722-5822	
放課後等デイサービス・児童発達支援	こどもプラス吉川教室	平沼1丁目9-8 吉川パークハイツ1階	048-940-9067	048-940-9068
放課後等デイサービス	ぬりえ	吉川2丁目40-11	048-919-3363	

○共同生活援助（グループホーム）

グループホーム種類	共同生活住居名称	共同生活住居所在地	電話番号	FAX番号
介護サービス包括型	グループホームとうもろこし	平沼1-6-10 ツインハウス吉川	048-982-4012	048-982-4012
介護サービス包括型	グループホームそらまめ	吉川2-33-9 ｸﾞﾚｲｽﾊｲﾂ第一	048-982-4012	048-982-4012
介護サービス包括型	グループホームおくら	吉川1-26-3 ビクトリー	048-982-4012	048-982-4012
介護サービス包括型	グループホームむさしの家きよみ野	きよみ野2-15-2	048-940-3015	048-940-3016
介護サービス包括型	リリーフハウス吉川	保802-7	048-981-1502	048-981-1502
介護サービス包括型	グループホームMotto Ⅰ	きよみ野3-23-9	090-1606-9731	
介護サービス包括型	グループホームMottoⅡ	中野104-7		
介護サービス包括型	グループホームMottoⅢ			
介護サービス包括型	グループホームMottoⅣ			
介護サービス包括型	グループホームMottoⅤ	中野105-1		
介護サービス包括型	グループホームMottoⅥ			
介護サービス包括型	グループホームMottoⅦ			
介護サービス包括型	グループホームMottoⅧ			
日中支援型	グループホーム陽～haru～	美南5-7-10	048-972-6540	048-972-6542
日中支援型	ウェルサンライズ吉川	美南5-10-4	050-6861-9497	048-940-1578
介護サービス包括型	グループホームわおん吉川きよみ野	きよみ野2-5-11	048-954-4105 080-5648-0312	

○生活介護・自立訓練・就労継続B型・就労移行・就労継続A型・就労定着

サービス種類	事業所名	所在地（大字地番）	電話番号	FAX番号
生活介護	吉川フレンドパーク	中井3-177-2	048-983-8771	048-983-8180
就労継続B型			048-981-8833	048-981-8855
生活介護	ひだまり	川藤14-1	048-999-6413	048-999-6453
自立訓練			048-940-6241	
就労継続B型			048-999-6413	
就労移行支援			048-940-6241	
就労定着支援	就労定着支援事業所ひだまり			
就労選択支援	就労選択支援ひだまり			
就労継続A型	あいりす	高久2-7-3	048-984-3205	048-984-3206
就労継続B型	ヒューマニティーアシスト合同会社吉川事業所	高富2-6-5	048-971-9113	048-971-9114
生活介護	よりみち	川野75-2	048-972-6922	048-972-6922
生活介護（放デイ・保育所等訪問支援との多機能型）	生活介護 のらのら	高久1-38-4	048-973-7358	048-973-7359
就労移行支援	トレパニア	中曽根2-6-11	048-984-7338	048-984-3004
就労継続B型	Days	中曽根2-13-9	048-984-7114	048-984-7115
就労移行支援	よしかわカルディア	保1-21-10泉ビル1F	090-4965-0522	
就労継続B型	ひいらぎ	きよみ野3-13-42	048-919-2207	048-919-2210
就労継続B型	きらりは一と	平沼1-12-11	070-8579-4480	
就労継続B型	Toy Museum Cafe	美南3-25-1 イオンタウン吉川美南東街区1F	048-940-2976	048-940-2977

吉川市内障がい福祉サービス事業所　一覧

令和8年10月1日時点

○居宅介護事業所

サービス種類	事業所名	所在地（大字地番）	電話番号	FAX番号
居宅介護 重度訪問介護	ニチイケアセンター吉川	保1-3-7　吉川医療ビル1F	048-984-4010	048-984-4020
居宅介護 同行援護	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	吉川2-1-1	048-981-8750	048-981-8750
居宅介護 重度訪問介護	医療法人相羽医院たんぽぽ	中央3-28-2	048-983-8870	048-983-8871
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	けあビジョン吉川	木売2-21-3　ヴィラージュ木売1F	048-984-0600	048-984-0601
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	福祉楽団地域ケアよしかわ	吉川団地1-7-107	048-984-2332	048-984-2333
居宅介護 重度訪問介護	ラウンド＆ケアヘルパーステーション東部	木売1-4-11　宏治ビル5階A	050-6865-7204	048-971-7993
居宅介護 重度訪問介護 同行援護	居宅介護事業所くるくる	高久1-38-4	048-973-7358	048-973-7359
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所ひまわり	中央2-12-26	048-945-8337	048-947-5423
居宅介護 重度訪問介護	ヘルパーステーション四つ葉	木売588-7	048-971-9982	048-971-8372
居宅介護	ヘルパーステーション　超	高富2-9-5　グリーンビュー1階101号室	048-971-8766	048-611-7525
居宅介護 重度訪問介護	訪問介護事業所ふくねこ	栄町776番地40	048-940-7105	048-940-7105

○計画相談支援事業所

サービス種類	事業所名	所在地（大字地番）	電話番号	FAX番号
計画相談支援・障害児相談支援	吉川市障がい者相談支援センターすずらん	川藤14-1	048-981-8510	048-999-6854
計画相談支援・障害児相談支援	医療法人相羽医院たんぽぽ	中央3-28-2	048-983-8870	048-983-8871
計画相談支援・障害児相談支援	福祉楽団地域ケアよしかわ	吉川団地1-7-107	048-984-2332	048-984-2333
計画相談支援・障害児相談支援	相談支援事業所トナリ	中曽根2-13-9	048-984-7114	048-984-7117
計画相談支援・障害児相談支援	相談支援事業所りらくま	平沼284	048-972-4854	048-972-4855
障害児相談支援	吉川市こども発達センター	吉川2-1-13　2F	048-983-4800	048-981-3881
計画相談支援・障害児相談支援	相談支援事業所ほっと	きよみ野三丁目23番地9	090-1606-9731	

○指定相談支援事業所

サービス種類	事業所名	所在地（大字地番）	電話番号	FAX番号
地域移行支援・地域定着支援	吉川市障がい者相談支援センターすずらん	川藤14-1	048-981-8510	048-981-6854

○地域活動支援センター

サービス種類	事業所名	所在地（大字地番）	電話番号	FAX番号
地域活動支援センター	吉川市地域活動支援センター	川藤14-1	048-981-8510	048-981-6854

別紙

吉川市内の障がい福祉サービス事業所 ＭＡＰ

★ → 放課後等デイサービス・児童発達支援事業所
◆ → 通所サービス事業所
● → 居宅サービス事業所
▲ → 共同生活援助事業所（グループホーム）
◎ → 計画相談支援事業所

事業所を検討する際の参考にしてください。

【作成・問合せ先】　吉川市役所　障がい福祉課
相談支援担当　℡：９８２－５２３８

※包括支援センターは６５歳以上の方の支援機関になります。

第１地域包括支援センター

住所：吉川市吉川２－１－１（吉川市社会福祉協議会内）
電話：９８４－４７６６

上内川、下内川、八子新田、鍋小路、川藤、南広島、拾壱軒、須賀、旭、川野、川富、関、吉川１丁目～２丁目、きよみ野、吉川団地、平沼の一部、中央１丁目～３丁目の一部（旧大字吉川）

第２地域包括支援センター吉川平成園

住所：吉川市加藤１８７－１（吉川平成園内）
電話：９８１－５８１１

三輪野江、土場、飯島、半割、加藤、吉屋、関新田、上笹塚、会野谷、中井、鹿見塚、皿沼、中島、小松川、二ツ沼、平方新田、深井新田、栄町、新栄、中野、保の一部（二郷半用水東側）、保の一部（二郷半用水東側）、中央１丁目～３丁目の一部（二郷半用水東側、旧大字平沼）

第３地域包括支援センター

住所：吉川市大字平沼２６３　はりまやビル１階
電話：９８１－７１５８

平沼の一部（二郷半用水西側）、平沼１丁目、保の一部（二郷半用水西側）、保１丁目、共保、木売、高富、高久、中曽根、道庭、美南１丁目～５丁目、富新田、木売新田、中川台

◆ひだまり介護事業部
◆障がい福祉総合支援センターなまずの里
◎相談支援センターすずらん
就労支援センター
地域活動支援センター
多機能型事業所ひだまり
●メーア訪問介護かわふじ
★ぬりえ
◆よりみち
★ファンファーレ
◆ひいらぎ
▲むさしの家きよみ野
★エポックきよみ野教室
●◎福祉楽団　地域ケアよしかわ
▲Mottoⅰ
◎ほっと
●◎医療法人相羽医院　たんぽぽ
▲そらまめ
●(福)吉川市社会福祉協議会
★◎吉川市こども発達センター
▲おくら
▲わおん吉川きよみ野
◆葭の里吉川フレンドパーク
★こどもプラス吉川教室
★Ｉ Ｌｅ 吉川パリヴェール
★ハッピーテラス吉川教室
★カナデ
◆きらりはーと
▲リリーフハウス
▲とうもろこし
●ふくねこ
◎りらくま
●ニチイケアセンター吉川
▲Mottoⅱ～Ⅶ
★Good face
★DEKITA2
★DEKITA
●けあビジョン
◆ヒューマニティアシスト
◆あいりす
★ウィズ・ユー吉川美南校
★TekuTeku
●あおいはる
◆のらのら
★サンFC
★てくてく sun
★はなみずき学園
▲グループホーム陽～haru
★レモネードキッズ吉川美南
◆Toy Museum Cafe
◆トレパニア
★ネイスぷらす
◆Days

●ケアリングよしかわ
●夢ホーム
●吉川平成園
●ききょう苑
●みなみの苑